

》 貸与額

区 分			貸与月額	標準貸与総額	
高校奨学金	高等学校等 奨学金	国公立	自 宅	18,000円	648,000円
				14,000円	504,000円
				9,000円	324,000円
		自宅外		23,000円	828,000円
				18,000円	648,000円
				12,000円	432,000円
	私 立	自 宅		30,000円	1,080,000円
				23,000円	828,000円
				15,000円	540,000円
		自宅外		35,000円	1,260,000円
				27,000円	972,000円
				18,000円	648,000円
	入学支度金	国公立	1回のみ	50,000円	50,000円
		私 立	貸与額	100,000円	100,000円
通学費等 奨学金	割引運賃が 7,000円以上		3,000円	108,000円	
	割引運賃が10,000円以上		5,000円	180,000円	
	割引運賃が20,000円以上		10,000円	360,000円	
	割引運賃が30,000円以上		15,000円	540,000円	
大 学	国公立	自 宅	39,000円	1,872,000円	
		大学・短大	43,000円	2,064,000円	
		私 立	自 宅	46,000円	2,208,000円
			(短大)	45,000円	1,080,000円
	伊藤隼・ マサ代・孝子 奨学金	国公立	自宅外	54,000円	2,592,000円
			(短大)	51,000円	1,224,000円
		私 立	自 宅	50,000円	2,400,000円
			自宅外	56,000円	2,688,000円
			自 宅	59,000円	2,832,000円
			自宅外	69,000円	3,312,000円

*返還については標準的な事例です。貸与総額を下表に当てはめ、返還額を算出します。

》 返還額

貸与を受けた奨学金の総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
100,000円以下	10,000円	月賦の額は 半年賦額の6分の1 以上の額とする。
100,000円を超え 200,000円以下	15,000円	
200,000円を超え 300,000円以下	20,000円	
300,000円を超え 500,000円以下	25,000円	
500,000円を超え 700,000円以下	30,000円	
700,000円を超え 800,000円以下	35,000円	
800,000円を超え 1,000,000円以下	40,000円	
1,000,000円を超え 1,200,000円以下	45,000円	
1,200,000円を超え 1,400,000円以下	50,000円	
1,400,000円を超え 1,600,000円以下	55,000円	
1,600,000円を超え 2,000,000円以下	60,000円	
2,000,000円を超え 2,600,000円以下	65,000円	
2,600,000円を超えるもの	総額の40分の1	

令和2年度 奨学金 ガイド

公益財団法人 大分県奨学会

問合せ先

詳細については、右記に
お問い合わせください。

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号(大分県教育庁 県庁舎別館8階)

TEL 097-506-5620(ダイヤルイン)

FAX 097-533-7484

E-mail syogaku@po.d-b.ne.jp

URL <http://www.d-b.ne.jp/syogaku/>



》 申込み資格

高 校			大 学	
高等学校等奨学金	入学支度金	通学費等奨学金	大学奨学金	伊藤※
<p>①保護者等が県内に住所を有する者</p> <p>②高等学校等、高等専門学校、専修学校[高等課程]に在学又は進学予定の者</p> <p>③優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者</p>			<p>①保護者等が県内に住所を有する者</p> <p>②優秀な資質を有しているが、経済的な理由により修学困難な者</p>	
<p>[家計の基準] 保護者の所得金額が当奨学会の定める基準額以下であること</p>			<p>[家計の基準] 保護者の所得金額が当奨学会の定める基準額以下であること</p>	
<p>[学力の基準] 中学校又は高等学校等における学力評定平均値が定められた値以上</p>			<p>[学力の基準] 高等学校における評定平均値が3.0以上</p>	
<p>但し、次の世帯の生徒は学力の基準を適用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市町村民税が非課税又は減免世帯 保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下 			<p>※伊藤隼・マサ代・孝子奨学金</p>	
<p>[家計の基準] ④1か月の通学費（定期的に運行する交通機関の割引運賃）が7,000円以上になる者(自宅から通学することが困難な自宅外通学者を含む)</p>			<p>[家計の基準] 次のいずれかであること</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市町村民税が非課税又は減免世帯 保護者の年間の全収入が生活保護世帯の基準額の1.5倍以下 	

◇上記の他に、大学奨学金申込者の中から公益財団法人 里見奨学会（給付）へ若干名を推薦します。

》 申込み時期

<p>●予約採用 高等学校等へ進学予定者が奨学金を予約する制度で、入学の前年の7月から9月に募集します。</p> <p>●在学採用 在学生を対象に4月から5月中旬に募集します。</p> <p>●緊急採用（高等学校等奨学金のみ） 在学生を対象に、家計が急変し修学が困難になった場合願い出により受け付けます。</p>	<p>●予約採用 貸与開始年度の前年の11月から12月に募集します。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

》 申込み手続き

- 高等学校等奨学金**の応募者は在学する学校に、**大学奨学金**の応募者は直接当会に、奨学生願書等の必要な書類を提出してください。用紙等は学校にあります。
- 高等学校等奨学金予約採用の場合、詳しくは、中学校の担当の先生に相談してください。

》 貸 与

- 貸与月額は次のページの**貸与額**の表をご覧ください。
- 高等学校等奨学金奨学生・通学費等奨学金奨学生には、当会が貸与を認めた月から、原則として在学学校の修業年限が終わる月まで貸与し、年6回に分けて本人名義の口座に振り込みます。
- 入学支度金は、入学時1回だけの貸与です。
- 大学奨学金奨学生には、正規の最短修業期間に貸与し、年3回に分けて本人名義の口座に振り込みます。

》 貸与中の手続き

- 高等学校等奨学金奨学生・通学費等奨学金奨学生は、毎年学校に奨学金継続願を提出し、適格認定を受けなければなりません。これを怠った場合は奨学金を廃止します。
- 大学奨学金奨学生が引き続き貸与を希望する場合は、奨学金貸与継続願及び進級証明書又は在学証明書を当会に提出しなければなりません。これを怠った場合は奨学金を廃止します。
- 振込口座の変更、住所の変更、休学、転学、退学等の異動があった場合は届出が必要です。

》 返 還

- 貸与が終了したときは、**返還誓約書（借用証書）**を提出しなければなりません。その際、**連帯保証人2名**が必要です。**1名は保護者（父母兄弟等）、他の1名は世帯を別にし独立して生計を立てている有職者で、返還誓約書（借用証書）作成時65歳以下の者（おじ、おば、知人等）を選定してください。**未成年者等保証能力のない人は認められません。
- 返還は貸与が終了した月の6か月経過後に、半年賦又は月賦のいずれかの方法により、**口座振替**で開始されます。返還途中での繰上げ返還もできます。
- 奨学金の貸与終了後も、引き続き在学する場合及び卒業後進学又は留学した場合、又は傷病や災害などで返還が困難になった場合は、状況に応じて返還猶予の制度もあります。

返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されるものです。計画的に返還をしていただきます。奨学金の返還を延滞したときは、分割ではなく一括返還を求めます。また、法律に基づく手続きにより返還を強制することになります。

》 その他届出等

- 奨学生であった者は、本人及び連帯保証人の氏名、住所、職業など重要な事項に変更があったとき、または連帯保証人を変更したときは届出なければなりません。